

海陽町防災行政無線設備更新整備事業に係るプロポーザル実施要領

1 本要領の目的

本要領は、「海陽町防災行政無線設備更新整備事業」についての最適な設計・施工業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式により実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザルの目的

海陽町（以下「発注者」という。）では、老朽化した防災行政無線（固定系・移動系）設備の更新を行うため、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者の支援を受けることにより、当該設備の充実や地理的な課題を解決し、設備の更新工事を実施することを目的とする。

3 事業概要

(1) 件名

海陽町防災行政無線設備更新整備事業

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年12月19日

(3) 履行場所

海陽町内全域及び関係する場所

(4) 事業内容

次の要求水準書等による。

「海陽町防災行政無線設備更新整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）」（別紙1）

(5) 契約上限額

上限834,715,000円（消費税は含まない。）

※ 上記上限額は、本業務に掛かるすべての費用を含むものとする。
応募事業者は、上記上限額を超えない範囲で見積りを提出すること。

4 プロポーザルの日程

(1) 公告及び実施要領の配布	令和5年	9月26日（火）	
(2) 関係資料等の閲覧申込受付		9月26日（火）	～10月4日（水）
(3) 関係資料等の閲覧申込期限		10月3日（火）	17時
(4) 現地見学会の申込期限		10月2日（月）	
(5) 現地見学会		9月29日（金）、	10月3日（火）
(6) 質問書の受付期限		10月13日（金）	17時
(7) 質問に対する回答		10月18日（水）	
(8) 参加表明書の提出期限		10月23日（月）	17時
(9) 参加資格審査		10月26日（木）	
(10) 参加資格審査結果通知		10月30日（月）	
(11) 技術提案書提出期限		11月9日（月）	17時
(12) プレゼンテーション審査		11月13日（月）	
(13) 審査結果通知		11月16日（木）	
(14) 仮契約締結		11月30日（木）	
(15) 契約締結		12月中旬～下旬	

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 令和5年度海陽町建設工事請負等競争入札参加資格者名簿において、電気通信工事業として登録されているもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 公告日から本プロポーザルの選定結果が発表される期間において、指名停止又は入札参加の取消措置を受けていない者であること。
- (4) 令和5年度に徳島県内の地方公共団体とデジタル防災行政無線設備において保守契約締結の実績を有している者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の海陽町防災行政無線設備更新事業を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 建設業法第15条の電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。また、5年間以上継続して許可を受けていること。
- (8) 建設業法第26条の監理技術者（電気通信工事）の資格を有する専任者を配置できるものであること。なお、当該配置する技術者は、本参加資格確認申請のあった日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- (9) 過去5年以内において同種工事における元請完工実績を有していること。同種工事とはデジタル防災行政無線（同報系）及びデジタル防災行政無線（移動系）整備等工事を元請（JVを含む）として、完成、引き渡しの済んだ施工実績であり、かつ一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されている者とする。
- (10) 電波法第24条の2第1項の登録を受けた登録点検事業者であること。

6 選定方式

公募型プロポーザル方式

7 手続き等

(1) 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申込書」（様式第1号）を以下のとおり提出すること。

ア 応募期間 令和5年10月23日（月） 午後5時まで

※ ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

イ 応募方法 窓口受付または郵送（配達証明付）（メール・FAXは不可）

ウ 提出先 〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地
海陽町役場 1階 建設防災課

(2) 参加資格の可否及び喪失

参加申込書を提出した者は、本プロポーザルへの参加資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

ア 本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、またはその他不正な行為をしたとき。

イ 本事業の契約締結を行うまでの期間中に、5項「参加資格要件」に該当しなくなったとき。

(3) 参加辞退

参加申込書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、様式2に必要事項を記

載の上、13項「連絡先」へ持参または電子メールで送付すること。なお、電子メール送付した場合は、その受信確認の電話を行うこと。

(4) 提案書等に関する質問および回答

提案書等に関する質問がある場合は、「質問票」(様式第3号)に内容を簡潔に記入のうえ、以下のとおり提出すること。

ア 質問票提出締切

令和5年10月13日(金)午後5時まで

イ 質問方法

質問票を13項「連絡先」へ、電子メールに添付し、送付すること。

※ 電子メールの件名は「【貴社名】プロポーザル質問票」とし、WordまたはPDFデータで送付し、送信後には必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

※ 電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

※ 質問の内容は、提案書の作成及びプロポーザルの実施に関する事に限ること

。

要求水準書の内容及び代替提案等については受け付けない。

ウ 回答方法

全ての質問に対する回答は、令和5年10月18日(水)までに、ホームページ上で掲載する。

(5) 提案書の提出期限等

参加申込書の提出を行った後、以下の内容に従って提案書等を提出すること。

ア 提案書提出締切 令和5年11月9日(木)午後5時まで

※ ただし、提出受付は、土日祝日年末年始を除く開庁日のみとする。

※ 提出した書類は、一切の差換えができないものとする。

イ 提出方法 窓口受付または郵送(配達証明付)(メール・FAXは不可)

ウ 提出部数

(ア) 8項の(1)～(6)及び(8)～(9)は、正:1部

(イ) 8項の(7)は

正:1部(表紙及び各見積に社印が押印されたもの)

副:7部(正の写し)

データ:1部(提案書1式をPDFファイルにし、CD等で提出する

。)

エ 受付場所 〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地

海陽町役場 1階 建設防災課

8 提案書の作成

次に求める資料をA4判で作成し、紙ファイル(A4判)に以下の順に綴じて提出すること。図面等はA3判でも可とするが、A4判に折込むこと。

(1) 経営規模等評価結果通知書

経営規模等評価結果通知書(国土交通省認可)で「電気通信」の総合評価値が判断できる写しを提出すること。

(2) 建設業許可証明書の写しを提出すること。

(3) 電波法による点検事業者登録証明証の写しを提出すること。

(4) 同種工事实績

過去5年以内のデジタル防災行政無線整備工事实績を様式第4号に記入し、提出すること。3件以上の実績がある場合は、契約金額の大きいものから順に記載すること。なお、工事が完了していない契約については、記載しないこと。また、記載した工事案件について、CORINSまたは契約書(同種工事であることが判断できる資料含む)の写しを添付すること。

(5) 配置予定技術者の実績及び資格

配置予定技術者の過去5年以内のデジタル同報系防災行政無線整備工事実績を様式第5号に記入し、記載した工事案件について、CORINSまたは契約書（同種工事であることが判断できる資料含む）の写しを添付すること。なお、工事が完了していない契約については、記載しないこと。また、監理技術者証の写しを提出すること。

(6) 施工体制

本業務の施工体制表を作成し、提出すること。（任意様式）

(7) 提案書（任意様式）

ア 提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

イ 大きさはA4判印刷とし、表紙、裏表紙を除き40頁以内とする。白紙面も1頁と数える。

ウ 文字サイズは原則として、11ポイント以上とする。

エ A3判を使用する場合は、A4判の大きさを3ツ折りにすること。A3判1頁はA4判2頁と数えることとする。

オ 提案書には、次の事項の順で提案を含め簡潔に記載すること。

- ・企業の施工能力
- ・技術提案
- ・工事提案
- ・保守提案
- ・拡張機能提案

カ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

キ 要求水準書は、発注者が求める機能の概要を定めたものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではないという趣旨を十分に理解した上で、要求水準書に記載してある機能等の実現内容、実現できない内容の代替提案（実現の否及び代替提案の内容については全て）、要求水準に記載のない機能の提案追加案等について記載すること。

(8) 整備費用に関する提案書（全体事業費）（任意様式）

要求水準書及び設計書に基づき事業費の総額を提示すること。消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

機器費・労務費・撤去処分費等を明確に提示し、内訳は極力詳細に項目を拾い出し、その数量及び単価を示すこと。

提出後、費用の構成内容を比較するため、参加者間で統一した項目で再提出を求められる場合がある。

(9) 維持管理費用に関する提案書（任意様式）

システム整備後10年間の運用・保守費用について、各年度における概算費用及び総額を提示すること。消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

なお、年度ごとの費用、内訳がわかるように計上すること。内訳は極力詳細に項目を拾い出し、その数量及び単価を示すこと。

定期点検費、定期交換部品、法定費（無線局定期検査、無線局再免許申請等）は項目ごとに分類して計上し、想定条件がわかるように記載すること。10年の間に更新の必要がある機器についてはその更新費用も計上すること。

提出後、費用の構成内容を比較するため、参加者間で統一した項目で再提出を求められる場合がある。

保守要件は、受付は24時間365日対応とし、駆け付け受付後、概ね3時間以内、保守点検年1回、修理部品費用は別途とする。

9 審査方法

防災行政無線設備更新整備事業プロポーザル審査委員会において審査を行い、優先交渉権者を選定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格を有すると判断された者について、第一次審査として各種提出書類及び提案書等による書類審査を行う。

第一次審査の結果通知は、令和5年10月30日（月）に電子メール及び郵送にて通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング等）

ア 開催日

令和5年11月13日（月）

イ 場所

海陽町役場（時間場所の詳細は別途通知する。）

ウ 説明資料について

提出された提案書以外の資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、45分程度（準備・提案内容説明25分以内、質疑20分）とする。

オ その他

出席人数は、説明者を含め5名までとする。（製造メーカーに限り同席可）提出済の提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価の対象としない。

なお、プロジェクター及びスクリーンは発注者が準備する。パソコンは参加者が用意すると。

カ 第二次審査結果の通知方法

審査委員会の審査後、提案書提出者に対し、令和5年11月16日（木）に担当者へ電子メール及び郵送にて通知する。

審査過程については一切公開しない。

また、審査結果に対しての異議の申立ては、受け付けない。

10 留意事項

- (1) 本案件に要する書類作成及び調査等の費用については、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は他者に漏らしてはならない。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正等には応じない。
- (4) 提出されたプロポーザル提案書は審査に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は直ちに失格とする。その者に対し入札参加資格停止措置を行う場合がある。
- (6) プロポーザル提案書の審査過程については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (7) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には、発注者ホームページで告知する。
- (8) 審査の最終結果は、速やかに全参加者へ書面により通知するとともに選定された契約候補者の名称と総評価得点を本町ホームページに掲載する。

12 その他

発注者が求める性能水準の詳細等は「要求水準書」に定める。各装置の有する機器及び機能仕様が発注者の要求する性能水準の内容を示したものであり、各メーカー固有機能の導入を妨げるものではない。また、各機器及び機能に示される具体的数値は最低基準を示したものであり、同等品質・性能以上とすること。

13 連絡先

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地
海陽町役場建設防災課（課長：黒木 主幹：沼島）
電話 0884-73-4159
FAX 0884-73-3097
Eメール kensetsubosai@kaiyo-town.jp